

第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示 -法第 40 条-

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

← 40 cm 以上 →

↑ 35 cm 以上 ↓

< 記載要領 >

- 1 「許可を受けた建設業」の欄は、許可を取得しているすべての業種を記載すること。
- 2 「この店舗で営業している建設業」の欄は、営業所技術者等を配置した営業所ごとの許可業種を記載する。

(2) 建設工事の現場に掲げる標識 (元請業者のみ)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事許可()第 号	
許可年月日			

← 35 cm 以上 →

↑ 25 cm 以上 ↓

< 記載要領 >

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第 1 号に該当する場合には、「非専任 (情報通信技術利用)」と、同項第 2 号に該当する場合には、「非専任 (監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第 1 号若しくは第 2 号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣、知事」については、不要なものを消すこと。

2 変更届の提出 ー法第 11 条ー

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用（法第 50 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）があるほか、当該建設業者に対し監督処分（法第 28 条第 1 項）を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等、営業所技術者等、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経營業務の管理責任者、営業所技術者等、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 30日以内
		② 定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）	29	
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
2	営業所の名称・所在地・電話番号	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 （主たる営業所に関する変更のみの場合は（第二面）の提出は不要です。）	116-117	
		② 定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可） ※変更があった場合のみ提出	29	
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）（電話番号の変更のみの場合は提出不要です。）	—	
		◎ 営業所所在地の確認資料（電話番号の変更のみの場合は提出不要です。）	33	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		② No.12（建設業法施行令第 3 条に規定する使用人）の添付書類（②～⑥）	—	
		③ 営業所技術者等一覧表（様式第一号別紙四）	38	
		◎ 営業所所在地の確認資料	33	
		※ No.15（営業所技術者等／変更・追加）の届出も併せて行ってください。		
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		② 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	80	
		※ No.15（営業所技術者等／削除）の届出も併せて行ってください。		
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		② 営業所技術者等一覧表（様式第一号別紙四）	38	
		※ No.15（営業所技術者等／変更・追加）の届出も併せて行ってください。		
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕	116-117	
		② 営業所技術者等一覧表（様式第一号別紙四）	38	
		※ No.15（営業所技術者等／変更・追加または削除）の届出も併せて行ってください。		

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間	
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 30日以内	
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
		③ 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕（※変更がない場合は不要です。）	85		
8	氏名（改姓・改名） <法人の役員・支配人・個人事業主>	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116		
		② 役員等の一覧表〔別紙1〕	34		
		③ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕※株主の変更がある場合のみ提出			
		④ 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）。			
9	役員等	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 30日以内
			② 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	
			③ 誓約書〔様式第六号〕	53	
			④ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	81	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	82	
			⑦ 身元（身分）証明書	83	
			⑧ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕 ※株主の変更がある場合のみ提出	85	
			※「100分の5以上の株主」及び「100分の5以上の出資者」の変更の場合は、①～④、⑧の提出が必要です。		
	退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116		
		② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34		
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
	代表者	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116		
② 役員等の一覧表〔別紙一〕		34			
③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）		—			
10	支配人	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
			② 誓約書〔様式第六号〕	53	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	82	
	⑦ 身元（身分）証明書	83			
	退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116		
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
11	欠格要件に該当したとき	届出書〔様式第二十二号の三〕	122	変更後	
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	2週間 以内	
		② 誓約書〔様式第六号〕	53		

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間	
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人	③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80		
		④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	84		
		⑤ 登記されていないことの証明書	82		
		⑥ 身元（身分）証明書	83		
		◎ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料 （注）令第3条の使用人が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	80		
13	経営業務の管理体制（規則第7条1号イ該当の場合）	変 更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		② 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	54		
		③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	55		
		④ 役員等の一覧表〔別紙1〕	34		
		⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
		◎ 経営業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) （注）常勤役員等（経営業務の管理責任者）が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	56		
	削 除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122		
14	経営業務の管理体制（規則第7条1号ロ該当の場合）	変 更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	変更後 2週間 以内
		② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	58		
		③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出	62		
		④ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕 ※変更する者についてのみ提出	63		
		⑤ 役員等の一覧表〔別紙1〕	34		
		⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
	◎ 経営業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) （注）常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	64			
削 除	届出書〔様式第二十二号の三〕	122			
15	営業所技術者等	変 更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	116	
		・	② 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	68	
		追 加	③ 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	38	
		④ 技術者の要件を証する書面 （1）一般建設業の場合（次のいずれか） ア 卒業証明書又は技術検定合格証明書と実務経験証明書〔様式第九号〕 イ 実務経験証明書〔様式第九号〕 ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し			

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	頁	届出期間
15	営業所技術者等	変更・追加	(2) 特定建設業の場合(次のいずれか) ア 上記(1)ア、イ、ウのいずれかと指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕 イ 特定建設業に係る資格証明書の写し		変更後 2週間 以内
			◎ 営業所技術者等の確認資料(新規・追加部分) (注1) 営業所技術者等が改姓改名した場合は、上記②の「営業所技術者等の追加」として、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を添えて提出してください。 同時に、上記②の「営業所技術者等の交替に伴う削除」として旧姓名の削除に係る書類も提出してください。 (注2) 担当業種又は有資格区分のみを変更する場合は、常勤性を証明する資料の提出は不要です。	69	
		削除	<交替に伴う削除の場合>		
			① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕	116	
			② 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	68	
			③ 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	38	
			<営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4の届出も併せて提出してください。		
			① 届出書〔様式第二十二号の三〕	122	
			② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	38	
			16	決算報告	
② 工事経歴書〔様式第二号〕	40-49				
③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	50-51				
④ 財務諸表<法人の場合>	86				
・貸借対照表〔様式第十五号〕	87-91				
・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕	92-95				
・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕	96				
・注記表〔様式第十七号の二〕	97-102				
・附属明細表〔様式第十七号の三〕(※資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。)					
財務諸表<個人の場合>	86				
・貸借対照表〔様式第十八号〕	103-104				
・損益計算書〔様式第十九号〕	105-106				
⑤ 事業報告書(特例有限会社を除く株式会社の場合)	—				
⑥ 納税証明書 個人または法人事業税(※納付額、納付済額は要記載)	—				
<変更のあった場合のみ添付するもの>					
⑦ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66				
⑧ 使用人数〔様式第四号〕	52				
⑨ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	80				
⑩ 定款(定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可)	29				

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	頁	届出期間
17	健康保険等の加入状況	① 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	66	加入指導時に定められた提出期限又は変更後1か月以内
		② 健康保険等の加入状況の確認資料	66	

（注1）決算報告は毎年必ず提出してください。

（注2）登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

提出部数

宮城県知事許可

正 本	+	写 し
1部 P.111-114 の一覧表に記載した必要書類を綴ったもの		2部（正本のコピーで可）
		土木事務所提出分 1部
		本社控分 1部

※行政書士が書類の作成を行った場合は、行政書士の職印が必要です。

詳しくは、P157を御確認ください。

受付時間

午前9時00分から午前11時30分まで

午後1時00分から午後4時30分まで

（ただし、仙台土木事務所へは午後4時00分までお越してください）

<郵送による受付について>

変更届については郵送による提出を受け付けています（窓口でも受け付けています。）。

提出に当たっては、以下の点に留意してください。

①提出期限を超過したもの等は窓口での受付となります。

②提出に当たっての留意事項

ア 送付先 管轄の各土木事務所

イ **レターパックプラス（赤）**で送付してください。（レターパックライト（青）や普通郵便は不可）

ウ レターパックの表面に送付物等を朱書きしてください。

「法人・個人名、許可番号、送付した書類名」在中

例）「みやぎ土木株式会社、第〇〇〇号、建設業許可変更届出書」在中

エ 書類に不備がある場合は、再度郵送いただくか、来所いただき窓口での修正となりますので、ご了承ください。

・レターパックの表面には、必ず日中に連絡が取れる電話番号（携帯電話可）を記入してください。

・提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管しておいてください。

オ 申請書の正本（1部）、副本（2部）、確認資料、宛先を明記した返送用のレターパックプラス（赤）を同封してください。（受付終了後、受付印を押印した副本を返送します。）

カ 返送までに2週間程度要する場合がありますので、御了承ください。

キ 送料は申請者の負担となります。

ク 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、御了承ください。

ケ 様式の相違や必要な箇所の記述不備、連絡が取れない場合などは、窓口での訂正を求めることや、受付不能で返却することがありますので、御了承ください。

< 参 考 >

ア 営業所の業種を変更する場合

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の追加				
石巻支店	土木 造園	土木 造園	R3.4.1	
	—	内装仕上		
営業所の業種の廃止				
古川支店	土木 内装仕上 造園	土木 内装仕上	R3.3.31	
		—		

業種は全業種を記入する。

営業所技術者等の変更、追加〔様式第八号(1)〕、削除〔様式第二十二の三〕の届出も同時に提出する。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

「2」を記入する

(第二面)

区 分 項番 2 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

(従たる営業所)

フリガナ イシノマキシテン

従たる営業所の名称 8 4 石巻支店

内 容

従たる営業所の所在地市区町村 8 5 3 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 3 5 6 10 15 20 23 25 30 35 40

電話番号 10 15 20 23 25 30 35 40

営業しようとする建設業 8 8 1. 一般 2. 特定

変更前 2 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

(従たる営業所)

フリガナ フルカワシテン

従たる営業所の名称 8 4 古川支店

内 容

従たる営業所の所在地市区町村 8 5 3 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 3 5 6 10 15 20 23 25 30 35 40

電話番号 10 15 20 23 25 30 35 40

営業しようとする建設業 8 8 1. 一般 2. 特定

変更前 2 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

「内容」の欄は、変更のある部分のみ記入する。

許可を受けている業種のうち、当該営業所において今後営業しようとする業種を上段に、従前の営業業種を「変更前」の欄に、一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

イ 新たに営業所を設置する場合

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	大河原支店	R3.5.1	
今3条の使用人				
大河原支店	—	小山七郎	R3.5.1	
営業所技術者等				
大河原支店	—	小野田八助	R3.5.1	

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)に変更後の一覧を記載し添付する。

営業所技術者等の変更・追加(様式第八号(1))、の届出も同時に提出する。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

「3」を記入する

(第二面)

区分 項番 1 3 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

(従たる営業所)

フリガナ オオガワラシテン

従たる営業所の称 8 4 大 河 原 支 店

内 容 従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 0 4 3 2 1 都道府県名 宮 城 県 市区町村名 柴 田 郡 大 河 原 町

従たる営業所の所在地 8 6 字 南 1 2 9 - 1

郵便番号 8 7 9 8 3 - 1 2 4 3 電話番号 0 2 2 4 - 5 3 3 1 3 5

営業しようとする建設業 8 8 2 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般 2. 特定)

変更前

許可を受けている業種のうち、当該営業所において今後営業しようとする業種を上位に、一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

ウ 営業所を廃止する場合

(第一面)

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	石巻支店	—	R3.4.30	
今3条の使用人				
石巻支店	小谷野次郎		R3.4.30	
営業所技術者等				
石巻支店	小関三郎		R3.4.30	

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)に変更後の一覧を記載し添付する。

営業所技術者等の削除(様式第二十二号の三)の届出も同時に提出する。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

「4」を記入する

(第二面)

区分 項番 1 4 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

(従たる営業所)

フリガナ イシノマキシテン

従たる営業所の称 8 4 石 巻 支 店

内 容 従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 電話番号

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般 2. 特定)

変更前

許可を受けている業種のうち、当該営業所において従前営業していた業種を「変更前」の欄に、一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。

(2) 営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第八号〕

（当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。）

P.68の「営業所技術者等証明書（新規・変更）」の記入例を参照のこと。

<参 考>

営業所技術者等証明書（新規・変更）等の作成具体例

ア 技術者の交代（追加・削除）

許可を受けている建設業について、現在証明されている営業所技術者等に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合。

現在証明されている 営業所技術者等 (現在の担当業種)	新たな営業所 技術者等 (今後の担当業種)	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技術者氏名	
林 一郎 (土木・建築)	森 次郎 (土木・建築)	様式第八号	3	森 次郎	
		様式第八号	4	林 一郎	
林 一郎 (土木・建築)	泉 三郎 (土木) 森 次郎 (建築)	様式第八号	3	泉 三郎	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎	
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	泉 三郎 (土木・建築)	様式第八号	3	泉 三郎	
		様式第八号	4	林 一郎	森 次郎

イ 有資格区分の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている営業所技術者等の有資格区分が変わった場合等。

現在証明されている 営業所技術者等 (有資格区分)	新たな営業所 技術者等 (有資格区分)	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技術者氏名 (担当する業種)
林 一郎 (14)	林 一郎 (13)	様式第八号	2	林 一郎

ウ 担当業種の変更

許可を受けている建設業について、現在証明されている営業所技術者等の担当業種に変更があった場合。

現在証明されている 営業所技術者等 (現在の担当業種)	新たな営業所 技術者等 (今後の担当業種)	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技術者氏名	
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎	
		様式第八号	3	森 次郎	
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	林 一郎 (土木・建築)	様式第八号	2	林 一郎	
		様式第八号	4	森 次郎	

エ 営業所のみの変更

担当業種等に変更はなく、営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更があった場合。

現在証明されている 営業所の技術者 (営業所の名称)	新たな営業所 技術者等 (営業所の名称)	提出する 書類の様式	項 番 61	項番 63 に記載する 技術者氏名	
林 一郎 (大河原営業所) 森 次郎 (気仙沼営業所)	森 次郎 (大河原営業所) 林 一郎 (気仙沼営業所)	様式第八号	5	林 一郎	森 次郎

(3) 届 出 書〔様式第二十二号の三〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

施行規則第7条第1号
に規定される常勤役員
等がいなくなった場合

営業所技術者等が1人も
いなくなった場合

廃業となる

様式第二十二号の三 (第十条の二関係)

(用紙A4)
0 0 0 0 8

届 出 書

一部廃業等により
営業所技術者等
を削除する場合
(この場合は廃業
届も同時に提出)

- 下記のとおり、
- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
 - (3) 営業所技術者等を削除した
 - (4) 欠格要件に該当するに至った
- ので届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長
港湾運輸局長
宮城県 知事 殿

宮城県仙台市宮城野区港3-8-20
センダイ建設株式会社
代表取締役 仙台 泰夫

代理人による手続き
の場合には、代理人
についても記載する。

項番 大臣 コード
許可番号 5 1 0 4 国土交通大臣 許可(一般) 0 1 第 0 1 2 3 4 5 号 令和 0 1 年 0 8 月 2 5 日

複数の許可を受けて
いる場合は、最も古
いものを記入する。

該当するものに
○をつける。

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 5 2 生年月日 13 14 年 16 18 月 18 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合
(3) 営業所技術者等を削除した場合
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 5 3 馬 場 仁 生年月日 13 14 年 16 18 月 18 日

営業所の名称 センダイ建設(株) 古川支店 建設工事の種類 (園)
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 5 3 生年月日 13 14 年 16 18 月 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 5 3 生年月日 13 14 年 16 18 月 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 5 3 生年月日 13 14 年 16 18 月 18 日

営業所の名称 _____ 建設工事の種類 _____

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

()

<参 考>

届出書〔様式第二十二号の三〕、営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の作成具体例

ア 本店以外の営業所を廃止する場合

（例）現在本店の他に大河原営業所を有している業者が、その営業所を廃止する場合。

現在証明されている 営業所技術者等 (営業所の名称)	新たな営業所 技術者等 (営業所の名称)	提出する 書類の様 式	項 番 61	記載する 技術者氏名
林 一郎 (本店) 森 次郎 (大河原営業所)	林 一郎 (本店)	様式第二十二号の 三	—	森 次郎

※ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕で営業所の廃止の届も必要です。

イ 業種を一部廃業する場合

（例）現在土木一式工事業と建築一式工事業の許可を受けている業者が、そのうち土木一式工事業を廃業する場合。

現在証明されている 営業所技術者等 (営業所の名称)	新たな営業所 技術者等 (営業所の名称)	提出する 書類の様 式	項 番 61	記載する 技術者氏名
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	森 次郎 (建築)	様式第二十二号の 三	—	林 一郎
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎
林 一郎 (土木・建築)	森 次郎 (建築)	様式第八号	3	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎

※ 廃業届〔様式第二十二号の四〕で、一部廃業の届も必要です。

※ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕で、営業所の業種廃止の届も必要です。

(4) 変更届出書

(用紙A4)

変更届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記載する。

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可 (一般) 第 12345 号
宮城県知事 特

法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○

代理人による手続きの場合には、代理人についても記載する。

13桁
国税庁の法人番号公表サイトで検索できます。
※個人事業主は記載不要

郵便番号 〒 980-8570

届出者 所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙台建設
代表者氏名 代表取締役 仙台太郎
電話 022(211)3116

東北地方整備局長
殿
宮城県知事

法人	必ず提出.....(1)(2)(3)(4)(9) 該当する場合のみ提出.....(5)(6) 変更があった場合のみ提出..(10)(11)(12)(13)
個人	必ず提出.....(1)(2)(3)(9) 変更があった場合のみ提出..(10)(11)(12)(13)

事業年度(第 44 期 令和 2 年 10 月 1 日から 令和 3 年 9 月 30 日 まで)が終了したので、別添のとおり下記の書類を提出します。

(1)~(12)の事項については、該当するものを○で囲む。

(5):特例有限会社を除く株式会社の場合

(6):資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社の場合

(7)大臣許可で法人の場合

大臣許可で個人の場合

知事許可の場合

- ① 工事経歴書
- ② 工事施工金額
- ③ 貸借対照表及び損益計算書
- ④ 株主資本等変動計算書及び注記表
- ⑤ 事業報告書
- ⑥ 附属明細表
- ⑦ 法人税納付済額証明書

記

- (8) 所得税納付済額証明書
- ⑨ 事業税納付済額証明書
- (10) 使用人数
- (11) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
- (12) 定款
- (13) 健康保険等の加入状況

課税	免税
----	----

報告する事業年度における消費税の課税・免税の別について該当する方を○で囲む

経営事項審査受審予定	有	無
------------	---	---

(該当する方を○で囲む)

記載要領

経営事項審査とは、公共工事の入札に参加しようとする建設業者が、経営に関する客観的事項について受けるべき審査です。

- 1 「 国土交通大臣 」「 東北地方整備局長 」「 宮城県知事 」「 宮城県知事 」については、不要のものを消すこと。
- 2 (1) から (13) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

3 廃業等の届出 ー法第12条ー

下記の事項に該当する場合は、30日以内に廃業届を提出してください。

廃業等の届出事項	届出すべき者
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき。	相続人
2 法人が合併により消滅したとき。	役員であった者
3 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。	破産管財人
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき。	清算人
5 許可を受けた建設業を廃止したとき。	法人の場合：役員 個人の場合：本人

廃業届〔様式第二十二号の四〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第二十二号の四 (第十条の三関係)

(用紙A4)
000009

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和〇年〇月〇日

代理人による手続きの場合には、代理人についても記載する。

国土交通大臣
北海道開発局長
宮城県知事 殿

届出者 宮城県仙台市宮城野区徳3-8-20
センダイ建設株式会社
代表取締役 仙台 善夫

届出の区分 項番 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

一部廃業の場合は、営業所技術者等の変更届〔様式第八号〕又は届出書〔様式第二十二号の三〕及び変更届出書〔様式第二十二号の二〕を一緒に提出する。

複数の許可を受けている場合は、廃止する建設業に係る最も古いものを記入する。

大臣コード 国土交通大臣 宮城県知事 許可 (一般 0) 第 012345 号 許可年月日 令和 01 年 08 月 25 日

記

廃止した建設業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 (1. 一般) (2. 特定)

行政庁側記入欄 整理区分 58
決裁年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

記入しない。

【備考】

- 廃業等の年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日
- 廃業等の理由
- (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
 - (2) 法人が合併により消滅したため
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
 - (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
 - (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

4 訂正の届出

既に提出した書類について訂正がある場合には、訂正届出書を使用して差替書類を提出してください。正・副・控の3部を提出し、正本にのみ訂正前の様式に朱書き訂正したものも添付してください。

訂 正 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

許可年月日 令和 元 年 8 月 25 日
許可番号 国土交通大臣 許可 (般 - 1) 第 12345 号
宮城県知事 特
法人番号

届出者 所在地 郵便番号 〒 980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙台建設
代表者氏名 代表取締役 仙台太郎
電話 022(211)3116

東北地方整備局長 殿
宮城県知事

代理人による手続きの場合には、代理人についても記載する。

先に提出した書類について下記のとおり訂正がありましたので届け出ます。

記

届出事項	様式番号	訂正箇所	書類受付年月日
営業所の新設	第22号の2	営業所の名称	H31.4.15
役員の変更届	別紙1	役員〇〇の住所	R1.6.12
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第2号	土木工事業に計上した工事2件を とび・土工工事業に計上する	R1.7.19
決算変更届 (H30.4.1~H31.3.31)	第3号	土木工事業及びとび・土工工事業 の施工金額	R1.7.19
事業年度も必ず記載する	訂正箇所が明確に分かるよう に記載する	受付印の押印された年月日	

注: 差替書類3部(正・副・控)を作成し訂正届出書に添付する。さらに訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入したものを正本のみ添付して提出すること。

5 建設業許可証明書

下記の様式により、それぞれの地域を所管する各土木事務所（P.25 参照）へ申請してください。
用紙は各土木事務所及び事業管理課建設業振興・指導班に備えてあります。

電子申請システムによる申請も可能です。申請フォームについては県HPを御確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kyokago.html#a4>

証明手数料 → 証明書1通につき、600円です。

納入方法は、各合同庁舎等に設置のセルフレジでの支払い、及び窓口でのキャッシュレス決済（仙台土木事務所のみ）の2種類です。詳細については、県HPを御確認ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html>

※電子申請の場合はクレジットカード又はPayPayのみ御利用可能です。

(用紙A4)																					
建設業許可証明願																					
宮城県知事 村井 嘉浩 殿																					
令和〇年〇月〇日																					
住 所	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1																				
商号又は名称	株式会社 仙台建設																				
代表者役職名	代表取締役 仙台太郎																				
次のとおり許可されてあることを証明願います。																					
(2 部)																					
許可年月日	令和 元年 8月 25日																				
許可番号	宮城県知事 許可 { 般 - 1 } 第 12345 号																				
<p style="text-align: center;">宮城県レシート（提出用）等貼付欄</p> <p>※ セルフレジ利用の場合は、シールタイプのレシート（提出用）を貼り付けてください。</p> <p>（宮城県収入証紙のはり付けは、令和8年3月31日までに受け付ける申請に限ります。）</p>	<p style="text-align: center;">願のとおり相違ないので別紙のとおり証明してよろしいか伺います。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">審査</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>浄書</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発送</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	審査				浄書				校合				公印				発送				
審査																					
浄書																					
校合																					
公印																					
発送																					
担当者 連絡先	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center;">建証第</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <div style="text-align: center;">号</div> </div>																				

6 建設業許可申請書の閲覧

宮城県知事許可を受けている建設業者の許可申請書の閲覧ができます。

(1) 閲覧場所

事業管理課建設業閲覧室（宮城県庁行政庁舎 8 階北側）

(2) 閲覧できる日時

月曜日～金曜日（9：00～11：30、13：00～16：30）

(3) 閲覧休止日

○閉庁日（土・日・祝日及び年末年始）

○第2木曜日及び第4火曜日（祝休日にあたる場合はその直後の平日）

※書類整理等のために、臨時に閲覧休止となる場合があります。

※宮城県内に本店を有する大臣許可業者の書類の閲覧は、国土交通省東北地方整備局（〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1地方合同庁舎(B棟)、[TEL:022-225-2171](tel:022-225-2171)(代表)) のみでの閲覧となりますので御注意願います。

7 建設業許可申請書類の写しの交付

建設業閲覧室において閲覧できる書類は、宮城県情報公開条例第5条第1項の規定に基づく開示請求により、申請書等の写しの交付を受けることができます。

下記担当窓口において手続をお願いします。

- ・ 県政情報センター（県庁行政庁舎地下1階） 電話：022-211-2263
- ・ 県政情報コーナー（各合同庁舎内）※仙台合同庁舎は除く。